

【金融問題及び経済活性化に関する特別委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院議員提出9件、参議院議員提出5件の合計14件であり、衆議院議員提出9件を可決した。

また、本特別委員会付託の請願1種類2件は、保留とした。

なお、参議院議員提出の**金融機能の正常化に関する特別措置法案**（参第1号）、**預金保険法の一部を改正する法律案**（参第2号）、**金融監督委員会設置法案**（参第3号）、**金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案**（参第4号）、及び**金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案**（参第10号）は、本院において審査未了となった。

〔法律案の審査〕

本年6月、7月の2回にわたり、政府・与党金融再生トータルプラン推進協議会は「金融再生トータルプラン」を策定し、金融機関の破綻処理の方策としてブリッジバンク制度を導入するとともに、不良債権処理の促進のための制度的枠組みとして、不動産関連権利等調整委員会による不良債権の担保不動産等の権利調整の制度の創設や、競売手続の円滑化のための諸施策等を整備することとなった。

これを受け、8月5日に内閣提出の「不動産に関連する権利等の調整に関する臨時措置法案（閣法第1号）」及び「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第2号）」が国会に提出されるとともに、衆議院議員提出の**債権管理回収業に関する特別措置法案**（衆第1号）、**金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案**（衆第2号）、**競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案**（衆第3号）、**特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案**（衆第4号）が発議され、8月25日より衆議院金融安定化に関する特別委員会での審議が始まった。

同特別委員会では、破綻金融機関の処理の在り方に加え、経営危機に陥った日本長期信用銀行の処理策や、大蔵省の財政・金融部門の分離問題が議論の焦点となったものの、審議と並行して、与野党間で共同の修正案を提出するための協議が重ねられた。これは、7月12日に行われた参議院選挙において、与党が参議院で過半数を確保できなかったことや、金融システム安定化に対する内外からの要請が強まったことが背景となっている。

そして、9月18日、自民党、民主党及び平和・改革の3会派において修正内容に関する一応の合意が図られ、10月2日には、同特別委員会及び本会議で、民主党、平和・改革及び自由党が9月3日に提出した野党3会派案（衆第5号から第8号まで）並びに自民党提出の衆第1号及び第2号が修正議決され、また、自民党提出の衆第3号及び第4号が原案どおり可決されて衆議院を通過し、参議院における審議が始まった。

本特別委員会では、以上衆議院提出の8法案に、参議院議員提出の4法案（参第1号から第4号まで）を加え一括して審議することとなった。まず、衆議院提出の8法案の概要

は以下のとおりである。

債権管理回収業に関する特別措置法案（衆第1号）は、弁護士法の特例として、一定の要件を満たした民間会社（いわゆるサービサー）が、業として債権の管理及び回収を行う制度を新たに設けるとともに、必要な規制を行うものである。

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案（衆第2号）は、金融機関等が有する根抵当権付き債権の譲渡の円滑化を図るため、臨時の措置を定めるものである。

競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（衆第3号）は、不動産競売手続において、不当な執行妨害行為により手続の遅延が生じていることから、手続のより円滑かつ適正な遂行を図る等のため、民事執行法等の一部を改正するものである。

特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案（衆第4号）は、預金保険機構、整理回収銀行及び住宅金融債権管理機構が申し立てた競売手続について、同機構等の資料を利用できるよう、現況調査及び評価等に関し民事執行法の特例を定めるものである。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案（衆第5号）（以下「金融再生緊急措置法案」という。）は、我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るため、金融機関の破綻の処理の原則を定めるとともに、金融機関の金融整理管財人による管理及び破綻した金融機関の業務承継、銀行の特別公的管理並びに金融機関等の資産の買取りに関する緊急措置等を講ずるとともに、第142回国会で成立した「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」を廃止するものである。

金融再生委員会設置法案（衆第6号）は、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する調査、企画及び立案をするほか、我が国の金融の機能の安定及びその再生を図るため、金融機関の破綻に対し必要な施策を講ずるとともに、銀行業、保険業、証券業その他の金融業を営む民間事業者等について免許及び検査その他の監督をし、並びに証券取引等の監視に関する事務を行うため、総理府の外局として、金融再生委員会を設置するものである。

預金保険法の一部を改正する法律案（衆第7号）は、破綻金融機関から営業を譲り受け、その整理を行うこと等を目的とする整理回収機構（日本版RTC）を設立し、債権の回収等の業務のほか、整理回収銀行及び住宅金融債権管理機構から引き継いだ業務を行わせるとともに、預金保険機構の業務の円滑化に係る事項等の改正を行うものである。

最後に、**金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案**（衆第8号）は、金融再生委員会設置法の施行に伴い、総理府設置法その他の行政機関に関する法律及び銀行法、保険業法、証券取引法その他の関係法律について、所要の規定の整備を図るものである。

参議院議員提出4法案の概要は以下のとおりである。

金融機能の正常化に関する特別措置法案（参第1号）は、金融機関の自己責任の原則にのっとり、我が国の金融の機能の安定及びその正常化を図るため、金融機関の破綻の処理の原則を定めるとともに、金融機関の財務内容の開示並びに破綻した金融機関の預金保険機構（以下「機構」という。）による管理及び承継銀行の設立の制度を設けること等により、信用秩序の維持と預金者等の保護を確保することを目的としている。

預金保険法の一部を改正する法律案（参第2号）は、機構による借入れ等に係る政府保

証の制度及び政府からの国債の交付の制度等を廃止するとともに、金融機関の破綻処理に係る費用のうち、機構の特例業務勘定に欠損が生じる部分については、金融機関から徴収する特別保険料を充てること等を定めたものである。

金融監督委員会設置法案（参第3号）は、新たに金融監督委員会を設置し、金融機関の健全経営に関するガイドラインの策定、金融機関の検査・監督、機構の監督、金融行政に対する苦情処理等を行うものである。

最後に**金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案**（参第4号）は、第142回国会で成立した「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」（以下「金融機能安定化緊急措置法」という。）で設けられた13兆円の公的資金による金融機関への資本注入の制度を廃止するものである。

本特別委員会では、総理、関係大臣をはじめ、発議者、修正案提出者等に対し質疑を行うとともに、参考人として学識経験者、住宅金融債権管理機構社長及び全国銀行協会連合会会長等から意見を聴取した。

本特別委員会においては、衆議院提出の各法案の与野党合意に至る経過と成果や、本年3月末に21行に対して行われた資本注入の効果等についての議論が多く行われた。

また、金融機関の徹底した情報開示が必要との主張が多くなされたが、この点について政府側からは、過度の情報開示は金融機関の貸し渋りにつながる可能性があるものの、本来の金融行政を実現する上で情報開示は不可避との認識が示された。

このほか、不良債権処理策に関し、サービサー制度の円滑な運営の必要性についての発言がなされたが、当局からは、法律の的確な運用により対応していく旨の発言があった。

さらに、金融機関の過少資本を是正し、金融機能の早期健全化を図るべきとの指摘に対しては、政府側からは破綻処理策と早期健全化策の両者が金融問題の解決につながるとの認識を示したものの、金融再生緊急措置法案の野党側の発議者からは、金融機関の厳格な資産査定や経営責任の追及が早期健全化策の前提となるとの見解が示された。

衆議院提出の8法案について質疑を終了し、討論の後、賛成多数で可決された。

次に、金融機能の早期健全化策については、前述の9月18日における与野党間の修正合意の際、その合意内容の一つとして「金融機関の過少資本状態の解消等、金融システムの早期健全化スキームを早急に検討する」という項目が盛り込まれており、さらに、10月3日にワシントンで開催された先進7か国蔵相・中央銀行総裁会議（G7）においては、日本に対し「存続可能な銀行に十分な公的資金を迅速に投入することが重要である」旨の声明が採択された。これらの背景には、金融機能安定化緊急措置法が廃止されることに伴い、金融機関の破綻前の資本注入、過少資本への対応が改めて問われたことがあげられる。

以上の事情等を踏まえ、**金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案**（衆第15号）が10月7日に与党より議員立法の形で衆議院に提出された。その後、この法案に対する修正協議が与野党間で続けられ、10月13日、自民党、平和・改革及び自由党の共同修正案が衆議院を通過し、参議院での審議が始まった。

この法案の主な内容は、2001年3月末までの時限措置として、協定銀行（整理回収機構）が機構の委託を受け、最大25兆円の公的資金を用いて金融機関等の株式等の引受け等を行い、金融機関等の自己資本を充実させることにより、金融機能の早期健全化を図るものである。

また、本法案に加え、民主党の対案として参議院議員提出の**金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案**（参第10号）が本特別委員会で併せて審議された。

同法案は、前述の衆議院提出の法案と同様、金融機関等の自己資本の充実を通じた金融機能の早期健全化策であるものの、金融機関等からの株式等の引受け等を、過少資本の金融機関等や合併等を行う金融機関に限定するとともに、金融機関等が保有する資産の査定を厳格に行う等の相違点がある。

委員会においては、金融機関が保有する有価証券及び不良債権等、今後の資産査定の在り方について議論が集中した。

これに対し発議者からは、貸し渋り対策として、有価証券の評価に原価法、低価法の選択適用が認められているものの、中長期的には時価法の適用や銀行の株式保有自体の見直しが必要になり、さらに不良債権の引当てには、法律で強制引当率を設定するよりも金融再生委員会の作成するガイドラインで機動的に運用することが適切との見解が示された。

また、金融機関等に強制的に資本注入を行うことの是非について、政府側からは、私企業の経営戦略の根幹たる資本政策に国が強制的かつ直接的に介入することは、株主資本利益率の低下等の問題を勘案し慎重に判断されるべきとの認識が示された。

さらに、金融機関等の経営責任の追及や情報開示を前提とした資本注入では、金融機関等の申請が行われないとの懸念に対し発議者からは、銀行法上の業務改善命令や早期是正措置等を効果的に連携させて積極的な申請を促す必要性が指摘された。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案（衆第15号）について、質疑を終了し、討論の後、賛成多数で可決された。

〔国政調査等〕

9月3日、日本長期信用銀行等不良債権調査に関する小委員会を設置した。

9月10日、金融問題及び経済活性化に関する調査を行い、日本長期信用銀行等の不良債権問題に関する件について、株式会社日本長期信用銀行頭取、株式会社日本リース代表取締役、日本ランディック株式会社代表取締役及びエヌイーディー株式会社前代表取締役を参考人として招致し、日本長期信用銀行の処理問題や、同行の関連会社に対する債権放棄の是非等について質疑を行った。

10月9日、金融問題及び経済活性化に関する調査を行い、総理、関係大臣等に対し、経済活性化に関する件について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成10年8月31日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成10年9月3日（木）（第2回）

○日本長期信用銀行等不良債権調査に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の出席要求の

件については委員長に一任することに決定した。

○平成10年9月10日（木）（第3回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本長期信用銀行等の不良債権問題に関する件について参考人株式会社日本長期信用銀行取締役頭取大野木克信君、株式会社日本リース代表取締役社長岡本弘昭君、日本ランディック株式会社代表取締役社長木村榮二郎君及びエヌイーディー株式会社前代表取締役社長中島省吾君に対し質疑を行った。

○平成10年10月5日（月）（第4回）

- 債権管理回収業に関する特別措置法案（衆第1号）（衆議院提出）
金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案（衆第2号）（衆議院提出）
競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（衆第3号）（衆議院提出）
特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案（衆第4号）（衆議院提出）

以上4案について発議者衆議院議員保岡興治君から趣旨説明を聴き、
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案（衆第5号）（衆議院提出）
金融再生委員会設置法案（衆第6号）（衆議院提出）
預金保険法の一部を改正する法律案（衆第7号）（衆議院提出）
金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第8号）（衆議院提出）

以上4案について発議者衆議院議員池田元久君から趣旨説明を聴き、
金融機能の正常化に関する特別措置法案（参第1号）
預金保険法の一部を改正する法律案（参第2号）
金融監督委員会設置法案（参第3号）
金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案（参第4号）

以上4案について発議者参議院議員筆坂秀世君から趣旨説明を聴き、
債権管理回収業に関する特別措置法案（衆第1号）（衆議院提出）
金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案（衆第2号）（衆議院提出）

以上両案の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員保岡興治君から説明を聴き、
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案（衆第5号）（衆議院提出）
金融再生委員会設置法案（衆第6号）（衆議院提出）
預金保険法の一部を改正する法律案（衆第7号）（衆議院提出）
金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第8号）（衆議院提出）

以上4案の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員池田元久君か

ら説明を聴いた。

○平成10年10月6日（火）（第5回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 債権管理回収業に関する特別措置法案（衆第1号）（衆議院提出）
金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案（衆第2号）（衆議院提出）
競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（衆第3号）（衆議院提出）
特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案（衆第4号）（衆議院提出）
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案（衆第5号）（衆議院提出）
金融再生委員会設置法案（衆第6号）（衆議院提出）
預金保険法の一部を改正する法律案（衆第7号）（衆議院提出）
金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第8号）（衆議院提出）
金融機能の正常化に関する特別措置法案（参第1号）
預金保険法の一部を改正する法律案（参第2号）
金融監督委員会設置法案（参第3号）
金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案（参第4号）
以上12案について発議者参議院議員筆坂秀世君、発議者・修正案提出者衆議院議員枝野幸男君、同池田元久君、同西川知雄君、同石井啓一君、同鈴木淑夫君、修正案提出者衆議院議員北村哲男君、同津島雄二君、小淵内閣総理大臣、宮澤大蔵大臣、野中内閣官房長官、中村法務大臣、与謝野通商産業大臣、柳沢国土庁長官、堺屋経済企画庁長官、政府委員及び参考人預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。
- また、以上12案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年10月7日（水）（第6回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 債権管理回収業に関する特別措置法案（衆第1号）（衆議院提出）
金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案（衆第2号）（衆議院提出）
競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（衆第3号）（衆議院提出）
特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案（衆第4号）（衆議院提出）
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案（衆第5号）（衆議院提出）
金融再生委員会設置法案（衆第6号）（衆議院提出）
預金保険法の一部を改正する法律案（衆第7号）（衆議院提出）
金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第8号）（衆議院提出）

議院提出)

金融機能の正常化に関する特別措置法案 (参第1号)

預金保険法の一部を改正する法律案 (参第2号)

金融監督委員会設置法案 (参第3号)

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案 (参第4号)

以上12案について発議者参議院議員筆坂秀世君、発議者・修正案提出者衆議院議員枝野幸男君、同池田元久君、同杉浦正健君、同石井啓一君、同保岡興治君、同鈴木淑夫君、修正案提出者衆議院議員上田勇君、同津島雄二君、宮澤大蔵大臣、与謝野通商産業大臣、太田総務庁長官、堺屋経済企画庁長官、政府委員、参考人日本銀行総裁速水優君及び預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

○平成10年10月8日(木)(第7回)

○債権管理回収業に関する特別措置法案 (衆第1号) (衆議院提出)

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案 (衆第2号) (衆議院提出)

競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案 (衆第3号) (衆議院提出)

特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案 (衆第4号) (衆議院提出)

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案 (衆第5号) (衆議院提出)

金融再生委員会設置法案 (衆第6号) (衆議院提出)

預金保険法の一部を改正する法律案 (衆第7号) (衆議院提出)

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案 (衆第8号) (衆議院提出)

金融機能の正常化に関する特別措置法案 (参第1号)

預金保険法の一部を改正する法律案 (参第2号)

金融監督委員会設置法案 (参第3号)

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案 (参第4号)

以上12案について参考人株式会社住宅金融債権管理機構代表取締役社長中坊公平君、慶應義塾大学総合政策学部教授竹中平蔵君、ケーピーエムジーフィナンシャル・サービス・コンサルティング株式会社理事長西崎哲郎君、全国銀行協会連合会会長岸曉君、東京大学教授神田秀樹君及び21世紀政策研究所理事長田中直毅君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成10年10月9日(金)(第8回)

○参考人の出席を求めることを決定した。

○金融問題及び経済活性化に関する調査のうち、経済活性化について小淵内閣総理大臣、堺屋経済企画庁長官、宮澤大蔵大臣、太田総務庁長官、西田自治大臣、中村法務大臣、政府委員、参考人衆議院議員池田元久君、日本銀行総裁速水優君、参議院議員筆坂秀世君及び衆議院議員鈴木淑夫君に対し質疑を行った。

- 債権管理回収業に関する特別措置法案（衆第1号）（衆議院提出）
- 金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案（衆第2号）（衆議院提出）
- 競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（衆第3号）（衆議院提出）
- 特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案（衆第4号）（衆議院提出）
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案（衆第5号）（衆議院提出）
- 金融再生委員会設置法案（衆第6号）（衆議院提出）
- 預金保険法の一部を改正する法律案（衆第7号）（衆議院提出）
- 金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第8号）（衆議院提出）

金融機能の正常化に関する特別措置法案（参第1号）

預金保険法の一部を改正する法律案（参第2号）

金融監督委員会設置法案（参第3号）

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律を廃止する法律案（参第4号）

以上12案について発議者・修正案提出者衆議院議員池田元久君、同枝野幸男君、同西川知雄君、同石原伸晃君、同鈴木淑夫君、修正案提出者衆議院議員津島雄二君、小淵内閣総理大臣、宮澤大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行い、

債権管理回収業に関する特別措置法案（衆第1号）（衆議院提出）

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案（衆第2号）（衆議院提出）

競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（衆第3号）（衆議院提出）

特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案（衆第4号）（衆議院提出）

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案（衆第5号）（衆議院提出）

金融再生委員会設置法案（衆第6号）（衆議院提出）

預金保険法の一部を改正する法律案（衆第7号）（衆議院提出）

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（衆第8号）（衆議院提出）

以上8案について討論の後、いずれも可決した。

（衆第1号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、さき、改ク

反対会派 共産、二連

（衆第2号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、二連、さき、改ク

反対会派 共産

（衆第3号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、二連、さき、改ク

反対会派 共産

（衆第4号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、二連、さき、改ク

反対会派 共産

- (衆第5号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、さき、改ク
 反対会派 共産、自由、二連
- (衆第6号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、二連、さき、改ク
 反対会派 共産
- (衆第7号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、二連、さき、改ク
 反対会派 共産
- (衆第8号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、二連、さき、改ク
 反対会派 共産

○平成10年10月14日(水)(第9回)

- 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(衆第15号)(衆議院提出)について発議者・修正案提出者衆議院議員保岡興治君から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴き、
 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(参第10号)について発議者参議院議員峰崎直樹君から趣旨説明を聴いた。

○平成10年10月15日(木)(第10回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(衆第15号)(衆議院提出)金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(参第10号)
 以上両案について発議者参議院議員峰崎直樹君、同小川敏夫君、発議者・修正案提出者衆議院議員保岡興治君、同山本幸三君、同大野功統君、修正案提出者衆議院議員坂口力君、同藤井裕久君、宮澤大蔵大臣、堺屋経済企画庁長官、野中内閣官房長官、与謝野通商産業大臣、政府委員及び参考人預金保険機構理事長松田昇君に対し質疑を行った。

○平成10年10月16日(金)(第11回)

- 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(衆第15号)(衆議院提出)金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(参第10号)
 以上両案について発議者参議院議員峰崎直樹君、発議者・修正案提出者衆議院議員保岡興治君、同山本幸三君、同大野功統君、宮澤大蔵大臣、関谷建設大臣、野中内閣官房長官、堺屋経済企画庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、
 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(衆第15号)(衆議院提出)について討論の後、可決した。
 (衆第15号) 賛成会派 自民、公明、社民、自由、さき、改ク
 反対会派 民主、共産、二連
- 請願第693号外1件を審査した。
- 金融問題及び経済活性化に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。